

石川県中央会 会報

No.3

目 次

<u>巻頭ゼミナール</u>	
◆「週末起業家、土日起業家が活躍できる地域社会を」 日本福祉大学経済学部 助教授 中村智彦氏	2
<u>トピックス</u>	
◆秋の叙勲・褒章受章の方々（会員関係）	4
◆「中小企業の会計に関する指針」の公表（日本税理士会連合会他関係団体）	5
◆「売掛債権担保融資保証制度」改正を発表（中小企業庁）	8
◆商標活用の支援について	9
<u>中央会事業だより</u>	
◆第57回中小企業団体全国大会 開催される	12
◆中央会創立50周年記念ゴルフ大会 開催される	14
◆中央会創立50周年記念海外視察研修 実施される	15
◆組合青年部全国講習会 開催される	18
◆組合関係女性経営者等全国講習会 開催される	18
<u>中央会からのお知らせ</u>	
◆中央会創立50周年記念式典のご案内	19
◆個別専門相談室開催のご案内	19
◆石川県最低賃金の改正のお知らせ	19
◆65歳雇用導入プロジェクト事業だより	20
◆労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます	22
◆県内の情報連絡員報告（9月）	24

週末起業家、土日起業家が活躍できる地域社会を (日本福祉大学経済学部 助教授 中村 智彦氏)

週末起業家、土日起業家というのが静かなブームである。

ネットで検索すると数多くのホームページを見つけることができる。その多くは、ネット関係のビジネスである。サラリーマンが副業で、ネットでの販売やサービスを行うというものである。「週末の副業で、リストラ時代に備えよう」などという華やかな文句が並んでいる。

ただ、今回、ここで考えたいのは、こうしたネット型のものではない。もっと地味といったら怒られるかも知れないが、現実には小規模な店舗を開くものである。

どうもネット上の週末起業家たちが、ビジネスとしての成功を追及し、一攫千金的な夢を追いかけているように見える。その反面、ここで紹介したいのは、むしろソーシャル・ビジネス、コミュニティ・ビジネスと呼ばれる範疇に入るのかも知れないものである。

11月のある日、大阪の小さなカフェで勉強会が開かれていた。「社会学*カフェ→それから」と名づけられた小規模な勉強会は、このカフェのオーナーであり、大学で社会学の講師をしている渡邊太氏が主催している。この勉強会は、大阪で「コモンカフェ」を主催している山納洋氏と渡邊氏の対談を中心にして行われた。

「コモンカフェ」は、20坪ほどのカフェを日替わりマスターが運営するというものであり、大阪の中崎町にある。40人近いマスターがシフトを組んで、運営している。カフェやバーを経営したいと考える若い人たちは多い。もちろん、その動機は色々で、現在は雇われて働いているだけだが、将来、独立したいと考え、その準備としてというものから、学生のちょっとした体験の延長、あるいは彼女や彼氏が欲しいからというものまで様々。それらをコーディネートするのは並大抵の努力ではないと、山納氏の話聞いて思った。一方、渡邊氏は、自宅の一部をカフェとして開放する形で、やはり複数の希望者に運営を任せるかたちを採っている。

こうしたカフェやバーを運営している理由に関しては、「家庭」、「職場や学校」の他の第3の「社交の場」をコミュニティとして作っていきたいとしている。

このように書いてくると、なにか小難しいことを言っている若い人たちというイメージが出てしまうかも知れない。しかし、この勉強会では、運営にかかる経費についても、率直に話され、固定費がだいたいこれくらいで、それから考えると売り上げをこの程度、確保しなければならないといった「経営」に関する話題も出た。

実は、こうした形態の起業が増えてきているように感じている。東京でも、会社員2人が深夜だけ営業しているカフェや、毎日日替わりの店長が経営する古書店などが現れている。また、他の地域でも週末だけ営業するカフェなどが現れてきている。このような現象をどのように考えるべきなのだろうか。「結局、遊び半分ではないか」という批判もあることだろう。現に、先に紹介したコモンカフェでは、日替わりのマスターによって考え方が違い、時には「甘い考えの人がいる」というような話になるらしい。

さて、ここから地域での起業促進や、産業振興に視点を転じてみよう。

問題点を整理すると、まず中心市街地の空き店舗などが増加し、寂れた印象を生み出し、衰退に拍車をかける結果となっている。次に、廃業数は増加するが、起業数は減少する一方であり、全体で事業所数が減少し、雇用もそれに伴って減少傾向にある。そこで、多くの場合、インキュベータ施設や空き店舗の賃貸料補助などが実施される。しかし、現実には、研究開発型のベンチャー企業は起業直後にはインキュベータ施設を利用するが、最終的には市場を求めて東京など首都圏に転出してしまふ。空き店舗の利用促進でも、なかなか経営が成り立つような商売はなく、結果的にギャラリーとか学生の実験店舗、それも多額の助成金が投じられて維持されたものばかりになる。

もう一つ、別の視点で考えてみよう。

今後、定年退職を迎える団塊の世代が急増する。また、同じ団塊の世代の子供の世話の手が離れた主

婦たちも急増する。こうした層の中には、定年後あるいは、これから新しいビジネスをやってみたいと考える人たちが多い。しかし、定年後にいきなり、本格的なビジネスをやれと言われても、なかなか踏み出せる人は多くないだろう。同様に主婦たちも、自由になる資金がふんだんにあるわけではない。こうした団塊の世代の人たちだけでなく、若いOLやサラリーマンの中にも、自分で商売をやってみたいが、現在の収入を断ってまで、開業する自信はないと考える人は多い。ここで並べたことを、もう一度、よく考えてみて欲しい。つまり、商店街を筆頭に、空き店舗や空き家などが増加している。週末だけでも賑わいを取り戻せないかと頭を悩ませている地域は少なくないはずである。一方で、商売を始めてみたいが、それだけに絞り込むだけの自信も経験もないという人たちがいる。簡単に言えば、そうなるのではないか。

ここで、発想を転換できないだろうか。週末起業家、土日起業家をもっと認知してみてもはどうだろうか。企業や行政などは、従業員が本業に関係しないことと、本業に支障をきたさない範囲において、週末起業への制限を緩和する。むしろ、定年退職後の生活設計のために、奨励してもよいくらいだろう。一方、商店街などでは、こうした週末起業家を受け入れられるように、空き店舗などの物件整備を行う。

こうした週末起業家の候補者としては、先に挙げた定年退職前の団塊世代、その配偶者、さらには、専業主婦で来たが何かしらの商売を始めたいと考える人たち、OLやサラリーマンで将来的に独立したいと考える人たち、そして大学生やフリーターなどで開業を志向する人たちである。ネット系の週末起業家や、ベンチャー系の起業家のように一攫千金を狙う人材も重要であるが、一方でこうした「そこそこの収入」を確保できれば、その地域の中で定着して生活していきたいと考える層も存在するはずである。前者だけが社会に有益であると、立派なインキューバータ施設などを建設する向きが強いようであるが、現実の地域社会を支えるのは、実は後者の起業家であろう。

正直なところ、今、OLやサラリーマンであったとして、なかなかその安定した給与を捨ててまで開業することは勇気のいることである。定年後は、商

売をしてみたい、そこそこ利益が出れば、それでよいと考えていても、実際になんの経験もなく起業することは、これもまた勇気がある。そこで、そうした人たちの助走路を整備することが、実は地道なような地域経済の活性化に繋がるのではないだろうか。

組合関係で言えば、最近、企業組合に関心を持つ人が多いように感じられる。

今回はカフェというものを取り上げたが、地域の中で、「そこそこ」利益を上げて、地域コミュニティの中でやっていきたいと考えている人は、確実に増えている。こうした人たちを、うまく助走路に乗せ、規模は小さくとも、地域に密着した起業家を増やしていくことが、重要な地域活性化戦略である。

「カフェなんて、よく分からないところに集まっている連中」だとか、「週末だけとか遊び半分で言っている連中」などと言う決め付けを止めて、一度、彼らの話を聞いてみるのが、今、必要になっているのだ。



中村 智彦
(なかむら ともひこ)

【研究調査のテーマ】

中小企業論（中小企業間ネットワーク、中小企業政策など。）
地域経済論（商店街問題、企業誘致、地方自治体による産業支援問題など。）
☆フィールドでの調査や研究を得意としております。個人的趣味から、最近のニッチ市場やマニア市場なども関心の対象です。

【学歴／職歴】

- ・ 1988 上智大学文学部国文学科卒業
- ・ 1996 名古屋大学大学院国際開発研究科修士課程国際協力専攻修了
- ・ 1999 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程国際協力専攻修了
- ・ 1999 博士号（学術／名古屋大学）取得
- ・ 2001～ 日本福祉大学経済学部 助教授
- ・ 2001～ 日本福祉大学大学院 情報・経営開発研究科 助教授
- ・ 2004 関西大学経済学部・商学部 非常勤講師
- ・ NHK 教育テレビ「21世紀ビジネス塾」など専門家講師として多数 活躍中

秋の叙勲・褒章受章の方々(会員関係)

平成 17 年秋の叙勲・褒章受章者が決定され、本会会員関係では、次の方々がその榮譽に輝かれております。

心からお喜び申し上げますとともに、今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

旭日双光章

(敬称略 順不同)

小林 巳之一 (73 歳)

功績：生活衛生功労

現 石川県麺類食堂生活衛生同業組合
理事長

石川郡野々市町

藤田 邦彦 (72 歳)

功績：保健衛生功労

元 石川県医師協同組合 常務理事
金沢市

瑞宝単光章

高 明 (69 歳)

功績：伝統工芸業務功労

元 石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会
副理事長

小松市

三島 修 (69 歳)

功績：伝統工芸業務功労

元 金沢仏壇商工業協同組合 理事
金沢市

藍綬褒章

木村 光雄 (62 歳)

功績：税理士功績

元 石川県税理士協同組合 理事長
金沢市

黄綬褒章

直江 茂行 (63 歳)

功績：業務精励(醤油製造業)

現 石川県中小企業団体中央会 理事

現 石川県醤油協同組合連合会 理事長

金沢市

池下 勲 (64 歳)

功績：業務精励(自動車整備業務)

現 石川県自動車整備商工組合 組合員
金沢市

木村 亮一 (70 歳)

功績：業務精励(建築板金業・卓越技能)

現 石川県板金工業組合 専務理事
金沢市

澤本 政信 (76 歳)

功績：業務精励(自動車運送業)

現 石川県高速運輸事業協同組合 組合員
かほく市

「中小企業の会計に関する指針」の公表について

平成 17 年 8 月 3 日

日本税理士会連合会

日本公認会計士協会

日本商工会議所

企業会計基準委員会（順不同）

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会は、このほど、中小企業、とりわけ新会社法において導入された会計参与が計算書類を作成するに当たり拠ることが望ましい会計処理を示した「中小企業の会計に関する指針」を公表いたしました。

中小企業の会計処理については、従来、①中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会報告書」（平成 14 年 6 月）、②日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」（平成 14 年 12 月）、③日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（平成 15 年 6 月）の 3 つの報告等が存在することから、利用者に少なからず混乱が生じ、それらを統合すべきであるとの指摘が多方面から寄せられておりました。

一方、会社法（平成 17 年 6 月 29 日成立）において、取締役・執行役と共同して計算書類を作成することを職務とする「会計参与」制度の導入が提案されたことから、同制度の適正な運用を図るため、会計参与が拠るべき統一的な会計処理の指針を作成することが期待されました。

そうした指摘等を踏まえ、本年 3 月に関係四団体が主体となり、学識経験者並びに中小企業庁、法務省、及び金融庁のご参加を得て「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」を設置し、上記 3 つの報告書等の統合に向けた検討作業を開始しました。

その後 6 月 13 日に、一応の検討結果を公開草案として公表し、広く各界から寄せられたコメントを分析、検討した上で、8 月 1 日開催の検討委員会において、「中小企業の会計に関する指針」を確定いたしました。

関係四団体においては、この指針が中小企業に受け入れられ、中小企業の会計の質の向上に役立つことを期待するとともに、今後、中小企業の取引実態に合ったより合理性のある指針とするため、継続的にその見直し改訂を行うこととしています。

なお、指針の全文は、関係四団体のホームページに掲載しています。

＜お問い合わせ先＞

日本税理士会連合会（猪瀬：03-5435-0931）

<http://www.nichizeiren.or.jp>

日本公認会計士協会（羽生：03-3515-1129）

<http://www.jicpa.or.jp>

日本商工会議所（荒井：03-3283-7837）

<http://www.jcci.or.jp>

企業会計基準委員会（湯川：03-5561-8442）

<http://www.asb.or.jp>

本 指 針 の 概 要

1 総 論

1. 目 的

本指針の目的は、①中小企業が計算書類を作成するに当たり拠ることが望ましい会計処理、②会計参与設置会社が計算書類を作成するに当たり拠ることが適当な会計処理を示すことにある。

2. 対 象

本指針の適用対象は、いわゆる公認会計士監査を受けるため一般に公正妥当と認められた企業会計の基準（以下「会計基準」という。）に基づき計算書類（財務諸表）を作成する公開会社等を除く株式会社とする。また、有限会社、合名会社又は合資会社についても、計算書類を作成するに当たり本指針に拠ることを推奨している。

3. 本指針の作成に当たっての方針

基本的に取引の経済実態が同じであれば、同じ会計処理となるように一つの会計基準を適用するべきであり、本指針は、このような考え方を基本としている。一方で、コスト・ベネフィットの観点から中小企業の規範として活用されやすいよう、簡便な会計処理や、一定の場合には法人税に定める計算方法を会計処理に活用することも認めている。

4. 本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項

中小企業が計算書類を作成する上で拠ることが望ましい会計処理を網羅的に示すことはおよそ不可能であるため、必要と考えられる会計処理について重点的に言及している。

2 各 論

1. 金銭債権

金銭債権はその債権金額を付すことが原則であり、金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額で計上することができるとしている。

2. 貸倒損失・貸倒引当金

(1) 貸倒損失

貸倒損失については、法的に債権が消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合には、貸倒損失として債権金額から控除するとし、損益計算上の表示について示している。

(2) 貸倒引当金

「金融商品に係る会計基準」の区分に則した分類に基づいて取立不能見込額を算定することを原則としている。ただし、中小企業における実務上の便宜を考慮して、法人税法の区分に基づいて算定した貸倒引当金繰入限度額が、原則的な区分に基づいて算定した取立不能見込額に明らかに満たない場合を除き、法人税法上の繰入限度額を採用することも認めている。

3. 有価証券

有価証券については、「金融商品に係る会計基準」の定めを基礎としつつ、中小企業に対する配慮及び重要性を勘案した取扱いを示している。

4. 棚卸資産

棚卸資産の評価基準として原価法と低価法を示し、低価法を採用する場合の時価としては、正味実現可能価額が原則であることを明示した上で、実務上の配慮から、再調達可能価額も採用することができることも併記している。また、中小企業の実務を考慮して、中小企業においては広く採用されている最終仕入原価法については、期間損益の計算上著しく弊害がない場合に限り、認めることとしている。さらに、棚卸資産について評価損を計上しなければならない場合について、具体的に例示している。

5. 固定資産

(1) 減価償却

固定資産の減価償却については、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、毎期継続して規則的な償却を行うこととしている。ただし、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることも認めている。

(2) 減 損

予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならないこととしている。

具体的には、固定資産としての機能を有していても、①将来使用の見込みが客観的にないこと、又は、②固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には、減損損失を認識するものとしている。

(3) ゴルフ会員権

時価があるゴルフ会員権について時価が著しく下落した場合、又は、時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行うこととしている。

6. 繰延資産

商法上の繰延資産（本来の繰延資産）と法人税法上の繰延資産の取扱いについて個別に述べ、税法固有の繰延資産は、商法上の繰延資産とは区別するために「投資その他の資産」に長期前払費用等の科目を付して表示することを明示している。

7. 退職給付債務・退職給付引当金

退職給付制度については、次の区分に分けてそれぞれ取扱うこととしている。

- (1) 確定給付型退職給付債務の会計処理－原則法
- (2) 確定給付型退職給付債務の計算方法－簡便的方法
- (3) 中小企業退職金共済制度等の会計処理
- (4) 退職金規程がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しない場合

なお、本指針適用に伴い新たな会計処理の採用により生じる影響額（適用時差異）については、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性が高いことを考慮して、本指針適用後、10年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができることとしている。

8. 税効果会計

税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができること、及び繰延税金資産の回収可能性を判断するに当たっては、収益力に基づく課税所得の充分性に基づいて、厳格かつ慎重に行わなければならないこととしている。

9. 資本・剰余金

自己株式の取得は、他の有価証券の取得と異なり、資本の払戻しの性格を有しているため、取得価額をもって資本の部から控除して表示することとしている。

10. その他

本指針では、経過勘定等、金銭債務、引当金、税金費用・税金負債、収益・費用の計上、外貨建取引等、計算書類の注記、後発事象、決算公告と貸借対照表及び損益計算書の例示及びキャッシュ・フロー計算書についても、それらの取扱いを示している。

「売掛債権担保融資保証制度」改正を発表

中小企業庁は7月20日、「売掛債権担保融資保証制度」（以下、「売債」）の利用促進を図るため、手続き簡素化の改正をしたことを発表しました。

1. 改正概要

(1) 根保証に係る第三債務者の先数制限の緩和

- ・現状、根保証を利用する場合、リスク分散の観点から第三債務者の先数は原則2先以上（上場有配・官公庁等の場合には、1先可の運用）。
- ・貸付実行時には売掛債権のエビデンス等を徴求、確認しており、先数によりリスク分散を図る必要性は高くないと考えられることから、原則2先以上とする要件を撤廃。

(2) 掛け目の運用（引き上げ）の再周知

- ・現状、売掛債権の担保掛け目については、金融機関・保証協会双方の判断により、弾力的に掛け目を引き上げられるとしているが、弾力的運用の趣旨は必ずしも広く認識されていないため、化体手形の場合等の弾力的運用について改めて周知。

(3) 譲渡担保債権報告書徴求の任意化

- ・現状、根保証の第1回貸付実行時に限り、売掛債権の残高状況を把握する観点から、譲渡担保債権報告書を徴求（2回目以降は任意）。
- ・貸付実行時には個々に売掛債権のエビデンスを徴求し、確認しており、1回目のみの売掛債権全体の残高を把握する必要性が低く、譲渡担保債権報告書の徴求を金融機関の任意とする。等。

2. 実施時期

- ・平成17年7月以降の保証申込分から実施。

商標活用の支援について

商標法の改正によって、平成 18 年 4 月から、地域名と商品名を合わせた「地域団体商標」の取得が可能となることを受け、石川県では 9 月補正予算において事業費が盛り込まれ、石川の伝統文化や特色ある農林水産品など地域による自主的・積極的なブランド活動を支援することになりました。

そこで、中央会においても、地域ブランドを有する事業協同組合等を対象に、専門家の派遣や普及推進セミナーの開催等により「地域団体商標」を活用したブランド価値を高めていく取り組みについて支援します。

●地域団体商標

地域名と商品名からなる文字商標について、事業協同組合等によって使用されたことにより、隣接都道府県に及ぶ程度の周知性を獲得した場合は、「地域団体商標」として商標登録を受けることができるという制度です。

A. 登録要件

1. 「地域団体商標」の登録を受けることができる者

- (1) 事業協同組合、その他特別法によって設立された組合（法人格が必要）に限られます。
- 民間の会社、都道府県、市町村、商工会議所、商工会等は登録を受けることはできません。
 - 下の網掛けした法人のみが登録を受けられます。

法 人				権利能力なき社団
営利法人	非営利法人			町内会等
	公益法人	特別法準拠	事業協同組合等	
商事会社	社団法人	学校法人 宗教法人 医療法人 社会福祉法人	事業協同組合	法人格を取得できるにもかかわらず取得していないもの 法人として設立中の団体
民事会社	財団法人	商工会議所	特別の法律により 設立された組合	
				個 人

- (2) 正当な理由がないのに有資格者の加入を拒んだり、加入に際して既存の構成員よりも困難な条件を付したりしてはならない旨の定めがある法律によって設立された組合でなければなりません。

特 別 法	組 合
水産業協同組合法	漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
農業協同組合法	農業協同組合、農業協同組合連合会
中小企業等協同組合法	事業協同組合
森林組合法	森林組合
商店街振興組合法	商店街振興組合、商店街振興組合連合会
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒造組合、酒販組合
生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律	旅館組合
中小企業団体の組織に関する法律	商工組合、商工組合連合会

2. 「地域団体商標」の登録を受けることができる商標

- (1) 「地域名」と「商品名（役務名）」からなる文字商標が対象です。

● 図形との組み合わせは、地域団体商標としては登録できません。

この「地域名」とは、商品の産地や役務の提供場所を指します。

(例) 「夕張メロン」「有田焼」「道後温泉」

その商品や役務と密接な関連性を有する地域名も含まれます。

(例) 「大島紬」は、現在は鹿児島市や宮崎県でも生産されていますが、その由来地は奄美大島（鹿児島県名瀬市）です。

また、「地域名」と「商品名（役務名）」に加え、「〇〇の△△」や「本場〇〇△△」も認められます。

- (2) 使用をすることにより、一定の周知性が必要です

隣接都道府県に及ぶ程度の範囲で知られている必要があります。

3. 「地域団体商標」の対象商品（役務）

その商標を使用している商品や役務に限定されます。

例えば、商標「夕張メロン」については、指定商品を「夕張産メロン」のように指定する必要があります。

4. その他

通常の商標登録に必要な要件を満たす必要があります。

- 既に商品の普通名称になっている場合には（「さつまいも」「奈良漬」等）、登録を受けられません。
- 他人の登録商標に類似するものは登録できません。

B.「地域団体商標」の登録

1.「地域団体商標」の商標権者の権利

「地域団体商標」が登録された場合、基本的には、通常の商標権者と同様の権利が発生します。しかし、これを他人に譲渡したり、専用使用权を設定したりすることはできません。

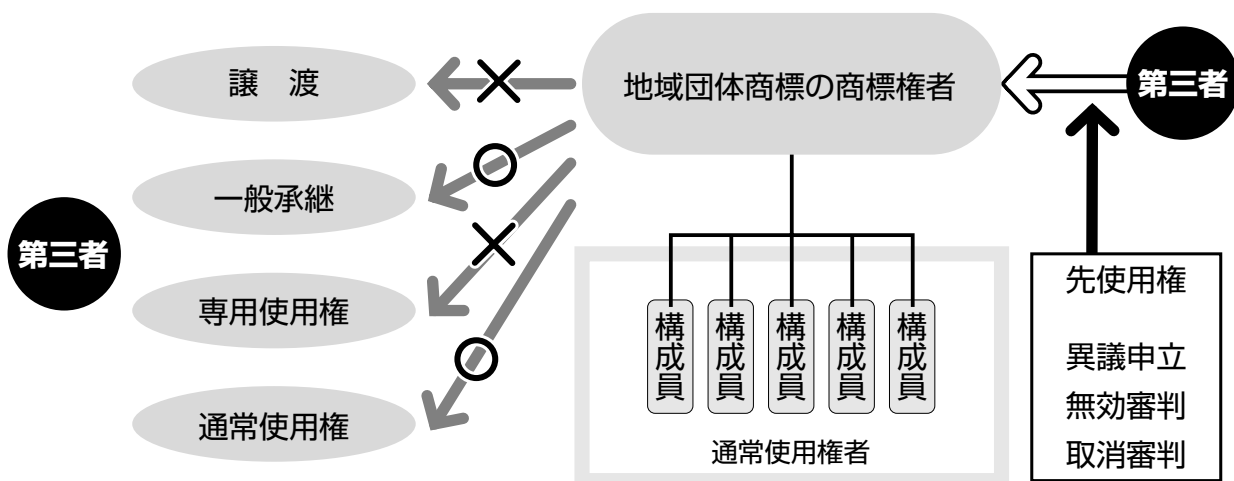
2.「地域団体商標」の通常使用权者

「地域団体商標」の商標権者である組合に属している構成員には、その「地域団体商標」を使用する権利が与えられます。

3. 第三者による対抗手段

登録異議を申し立てたり、無効審判や取消審判を請求したりすることができます。

「地域団体商標」を出願前から正当に使用している第三者は、引き続き使用することができます。



C.「地域団体商標」の出願受付

平成 18 年 4 月 1 日より「地域団体商標」の出願が可能となります。

平成 18 年 3 月 31 日までにした商標登録出願（団体商標を含む）を 4 月 1 日以降に「地域団体商標」に変更することはできません。

第57回中小企業団体全国大会 開催される

全国中央会と北海道中央会の共催による、第57回中小企業団体全国大会が、去る平成17年9月15日（木）に、“北の大地で誓おう フロンティア精神 組織の力”を合い言葉に「札幌ドーム」において開催されました。

本年7月、世界自然遺産に登録された知床を抱く、北海道での全国大会には、全国の中小企業団体の代表者8,300名が参加、石川県からは、五嶋耕太郎中央会会長をはじめ31名の方々の参加を戴きました。ご参加戴いた皆様には、改めて厚くお礼を申し上げます。

当日の大会には、来賓として、望月晴文中小企業庁長官、藤井基之厚生労働大臣政務官、佐久間隆大臣官房審議官、江崎格商工中金理事長、石川雅郎中小企業金融公庫理事、武末孝一国民生活金融公庫理事ほか各政党の代表、北海道各関係機関代表等多数の臨席を得たほか、小泉純一郎内閣総理大臣をはじめとして各方面からメッセージが多数寄せられました。

なお、大会では、全国中小企業団体中央会会長表彰があり、優良組合38組合、組合功労者72名、中央会優秀専従者17名が表彰され、石川県からは組合功労者として次の2名の方が表彰されました。

- ・安宅 雅夫(金沢中央水産物卸協同組合 理事長)
- ・柏野 伝一(松任建設業協同組合 理事長)

あらためて受賞されたお二人に対し、お祝いを申し上げます。



集合写真



左から柏野 伝一氏 安宅 雅夫氏

なお、次回第58回中小企業団体全国大会は、東京都において開催されることとなり、大会旗が引き継がれ盛会の中、閉会しました。

第57回中小企業団体全国大会 決議事項 (13項目)

1. 景気対策、中小企業対策の充実・強化
2. 中小企業連携組織対策の確保・充実と中小企業組合制度見直しへの適切な対応
3. 中小企業金融対策の充実
4. まちづくり推進のための新たな枠組みの構築と中小商業・物流業・サービス業振興対策の強化
5. 景気・経営環境に配慮した税制の見直しと中小企業関係税制等の充実・強化
6. 円滑な事業承継を可能とする税制の充実
7. 中小企業を重視した労働・教育政策の展開
8. 社会保障制度改革に関わる企業負担の抑制
9. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現
10. 不当廉売の防止及び下請取引の適正化等の強化
11. 信用組合に対する支援の充実
12. 環境・リサイクル対策の支援強化
13. 組合等を中心としたIT対応支援策の拡充



全国中央会会長



大会風景

中央会創立 50 周年記念ゴルフ大会 開催される

中央会創立 50 周年を記念したゴルフ大会が青年中央会との共催により 10 月 4 日（火）能登島ゴルフアンドカントリークラブにおいて 71 名という大勢の参加者のもと盛大に開催されました。

大会の主な成績は次のとおりです。

<大会結果>

- 優 勝 新谷 繁隆（能登生コンクリート協同組合）
[OUT38、IN44、グロス 82、HC15.6、ネット 66.4]
- 準 優 勝 河内 宏（中央会前専務理事）
[OUT38、IN47、グロス 85、HC15.6、ネット 69.4]
- 第 3 位 山本 石舟（石川県青鮮食料輸送協同組合）
[OUT37、IN44、グロス 81、HC10.8、ネット 70.2]
- 第 4 位 車 豊（石川県自動車車体整備協同組合）
- 第 5 位 岡本 宏（金沢建設業協同組合）

- 青年中央会賞 敷中 克好（石川県インテリア事業協同組合）
（第 30 位）
- 創立 50 周年記念賞 中田 昌宏（石川県麺業青年会）
（第 50 位）
- ベストグロス賞 沖野 幸一（石川県青鮮食料輸送協同組合）
[OUT37、IN39、グロス 76]
- ブービー賞 北野 公（石川県麺業青年会）



五嶋会長の挨拶



懇親パーティの様子

中央会創立 50 周年記念海外視察研修（台湾） 実施される

中央会創立 50 周年を迎え、平成 17 年度海外視察研修事業は台北地区の現地企業を訪ね、県内中小企業の国際化の推進並びに国際経済環境の変化への対応と情報収集のため、10 月 21 日（金）～24 日（月）3 泊 4 日の日程で 17 名の参加のもと実施されました。

10 月 21 日（台北）

[台湾北菱股份有限公司（北菱電興株式会社関連会社）]

（台北市敦化南路 1 段 205 號 14F-2 國際貿易大樓 1602 室）

- ・現地スタッフ：3 名
- ・株式会社アイ・オー・データ機器、株式会社横山商会と 3 社で合弁会社を設立し、現在、営業拠点を中国（上海）に移しつつあります。台湾に進出して文化等を学べたため、中国へのスムーズな進出が期待できます。



[國際艾歐資訊股份有限公司（株式会社アイ・オー・データ機器子会社）]

（台北市敦化北路 168 號 10 樓 G 室）

- ・現地スタッフ 30 名、売上額：240～250 億円、1996 年 1 月に部品調達を目的とした株式会社アイ・オー・データ機器の子会社として設立されました。現在の主力拠点は台湾であり、中国進出はこれからということです。
- ・台湾のコンピュータ産業が飛躍的な成長を遂げた理由としては、①政府の産業政策、②アメリカ留学経験を持つ人材の豊富さとネットワーク、③工業技術研究員・新竹科学園區が果たしている役割、④水平分業体制と国際分業など様々な点が挙げられます。
- ・台湾企業の製品供給形態で OEM（相手先ブランド製造）の占める割合は約 75%で、オリジナルブランドを売っていくためには莫大なマーケティングコスト、販売促進のためのコストがかかるが、このコストを回避することによって台湾企業の競争力が保たれているようです。OEM 生産を請け負うだけならこの様なコストは不要であり、その上、OEM 先から生産技術も学ぶことができるメリットもあります。



[連榮科技股份有限公司]

（台湾県中和市連成路 258 号 11 楼）

- ・製造業：IT 関連機器の製造、資本金：3 億元（約 10 億 8 千万円）、職員数：50 名、売上額：非公開

- ・ 設立3年目のIT 機器製造会社で、主力生産品はコンピュータの周辺機器の製造ですが、現在最も力を入れている製品はLED 製品です。LED を利用した自動車のストップランプや携帯電話のイルミネーション等の製造開発を行っており、主な輸出先はヨーロッパです。
- ・ 急成長できた理由としては、スピードある意志決定とのこと。報告や意志の伝達では、スタッフがマネージャーや経営者の直結している形態が多く、経営者はいかにスピーディに情報を収集し、分析し、意志決定をするかにかかっているそうです。



10月22日（台北）

〔 忠烈祠 〕

国民革命や対日抗戦などで没した志士や国軍将兵約 33 万人の霊がまつられています。

1969 年に完成した豪壮華麗な中国宮殿式建築物で、本殿は北京の太和殿を模倣して建てられ、建物の中は、戦死した軍人の事跡写真などが展示されていました。忠烈祠を守護する衛兵達が直立不動のまま門と廟の前に立っており、衛兵交代の儀式が1時間毎に参道を行進して行われます。



〔 故宮博物院 〕



パリのルーブル、ニューヨークのメトロポリタン、レニングラードのエルミタージュと共に世界四大博物館の1つに数えられており、所蔵する美術品は銅器、陶磁器、漆器、象牙、彫刻、経典など約 70 万点。その大半は中国歴代の王朝から代々受け継がれてきた逸品です。かつては北京の故宮にすべて所蔵されていたものであるが、国共内戦の戦火による破壊から守るため、1949 年に軍艦を動員して中国大陆から台湾へと運ばれてきました。

〔 世界最高層 TAIPEI 101 〕

「TAIPEI 101」（台北国際金融センター）は、2004 年 12 月 31 日、台北市に建設された高さ 508 メートル、地上 101 階建ての現時点で世界最高の高さを誇るビル。設計は李祖原（C.Y.Lee）、施工は熊谷組を中心としたJV です。89 階に展望台が設置、また、防震対策・暴風対策に力を入れた設計です。



〔光華商城〕

台北市最大のコンピュータ街で、日本の秋葉原のように電気店が並んでおり、価格も市内の店と比較すると安めに設定されています。コンピュータの部品や周辺機器も多く取り扱われています。



〔中正紀念堂〕

1975年に亡くなった故蒋介石の偉業を記念して造られた壮大な建造物で、大理石で造られた純中国風建築で高さ70m。20階建てのビルに相当します。清廉かつ広大さを象徴する白い大理石の壁と青瑠璃瓦の屋根の建物の周囲には紅花が植えられており、中華民国の国旗の配色となっています。内部は2階建てになっており、1階には蒋介石の功績を偲ぶ写真や資料を展示。2階には、高さ6.3mの蒋介石のブロンズ像が鎮座しています。中央に揚げられた「大中至正」という言葉は、公正の精神を表しており、蒋介石の座右の銘だったそうです。



り、1階には蒋介石の功績を偲ぶ写真や資料を展示。2階には、高さ6.3mの蒋介石のブロンズ像が鎮座しています。中央に揚げられた「大中至正」という言葉は、公正の精神を表しており、蒋介石の座右の銘だったそうです。

記念堂の両側に建つ国家戯劇院と国家音楽廳は、壮麗な中国宮殿式建築で、一流の設備を誇り、国際的なイベントが常時開催されています。

10月23日（新竹、九分）

〔台湾高鐵（新幹線）探索館〕

日本の新幹線技術の初輸出となる台湾高速鉄道（台湾新幹線）が2000年から建設が始まっており、台湾国民のみならず国外の期待が膨らむ中、2004年8月に高鐵新竹駅（建設中）にオープンした情報提供施設です。

台湾高速鉄道とは、台北と高雄間の約350kmを最短90分で結ぶ計画であり、総事業費は1兆6千億円で、三菱重工業、川崎重工業、東芝の技術陣に三井物産、三菱商事、丸紅、住友商事を合わせた7社の日本連合（台湾新幹線株式会社）が機械電気システムを請け負い、JR東海、西日本が協力するほか、多くの日本企業が関係しています。



鉄道全体の建設・運営主体は台湾の大手企業が出資した台湾高速鉄道。開通予定は、来年8月以降とのことです。

日本企業は、他国のネットワークを利用したグローバルなビジネスを考えざるを得ない時代となってきたことを実感しました。ご参加された皆様には、今後の企業経営へのご参考のひとつとしてお役に立てればと存じます。ありがとうございました。

組合青年部全国講習会 開催される

平成 17 年度組合青年部全国講習会が 9 月 14 日（水）午後 1 時 30 分より、札幌パークホテル（北海道札幌市）で開催され、道内外の青年経営者等約 400 名が参集しました。石川県中小企業青年中央会からは、松本雅之会長（近江町市場商店街振興組合青年ビジョン委員会）、諸江憲造副会長（石川県板金工業組合青年部）他 1 名の 3 名が参加しました。



全青中 杉浦会長挨拶

開催に当たって、全国中小企業団体中央会 大竹和正連携推進部長、北海道中小企業青年中央会 江良貴志会長、全国中小企業団体青年中央会 杉浦雅人会長挨拶の後、基調講演として「ビジネスフロンティアへの挑戦」と題し、94 年、リレハンメル冬季オリンピック 500 m で銅メダルリスト、元スピードスケート選手の堀江学氏（現 有限会社サクセスダイナミックス北海道代表取締役）が講演し、目標を設定し、達成していくことの大切さを講演されました。また、お年寄りに優しい、お年寄りが生き生きする街づくりを成功させている松江天神町商店街の中村寿男理事長、「お客の選んだ良いものを一流店の店頭に置こう」「お客様の購買代理人」というビジョンからビジネスモデル作りを指導するなど、企業の新連携を実践する事業開発コンサルタント、企業組合企業仲人連盟 荒木和夫理事長の講演があり、経営者としての資質とやる気を高めた講習会でありました。



基調講演を行う
(有)サクセスダイナミックス北海道堀江社長

組合関係女性経営者等全国講習会 開催される

全国の中央会女性部等の女性経営者を対象とした全国講習会が 10 月 20 日（木）、21 日（金）、京都全日空ホテルにおいて開催されました。

本会女性部からは、山岸淑子会長をはじめ 6 名の方が参加されました。

当日は、全国から 255 名という大勢の参加のもと、服飾評論家 市田ひろみ氏が「京の底力～老舗に学ぶ京都の経営～」と題し、ご講演されました。また、「昔も今もファッションは経営の要」をテーマにパネルディスカッションを開催、パネラー 3 名の経験をもとに意見交換が行われました。講習会終了後には、交流懇談会が行われ、翌日は、西陣織会館を視察研修しました。



パネルディスカッションの様子



講習会の様子

石川県中小企業団体中央会 創立 50 周年記念式典のご案内

- 開催日時 平成 17 年 11 月 30 日 (水) 午後 3 時より
- 開催場所 ホテル日航金沢 (金沢市本町 JR 金沢駅東口前)
- ◆記念式典
 - ・記念表彰並びに感謝状
- ◆記念講演
 - ・演題「夢の実現…航空宇宙を地場産業に…」
 - ・講師 青木豊彦 氏
(東大阪市モノづくり親善大使 株式会社アオキ代表取締役)
- ◆記念祝賀会

個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、事業運営等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。又、予約多数の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

*連絡先 (TEL) 076-267-7711

《 日 程 》

開催日	時間	内 容	専 門 相 談 員
10月 13日(木)	①10:00~12:00	①税務・経営相談	①税理士 坂井 昭 衛
11月 18日(金)		②法 律 相 談	②弁護士 久保 雅 史
12月 14日(水)	②13:00~15:00		

《 場 所 》

金沢市鞍月 2 丁目 2 0 番地
石川県地場産業振興センター新館 5 階 石川県中小企業団体中央会 会議室

「石川県最低賃金の改正のお知らせ」

平成 17 年 10 月 1 日から石川県最低賃金が時間額 649 円に改正されました。(全産業、全労働者に適用されます)

なお、業種によっては、これより高い産業別最低賃金が適用されますので、ご注意ください。

石川労働局 (電話 (076)265 - 4425) 又は最寄りの労働基準監督署

石川労働局のホームページ <http://www.roudou.go.jp>

65 歳雇用導入プロジェクト事業だより

65 歳継続雇用制度導入にあたり、定年を 60 歳とし、継続雇用制度（希望者全員）を導入する場合の就業規則、並びに、嘱託規程の模範例を紹介します。（就業規則の模範例は関係条文のみ掲載）

就 業 規 則

第〇章 総 則

第〇条（従業員の定義）

この規則において、従業員とは、採用に関する条項を経て会社に採用された者及び定年退職後に新たに雇用された嘱託者をいい、次の各号の者をいう。

- ①見習・・・・・・・・・・試用期間中の者
- ②正従業員・・・・・・・・・・試用期間を経た者
- ③嘱託・・・・・・・・・・定年退職後に新たに雇用された者・60 歳を超えて新たに雇用された者
- ④パートタイマー・・・・正従業員より勤務時間が短い者
- ⑤臨時雇用者・・・・・・・・1 年未満の雇用者

第〇条（適用範囲）

適用範囲は、前条の①②④に適用し、③は別に定める。なお⑤については、個別契約書による。

第〇章 定年、退職及び解雇

第〇条（定年等）

- 1 従業員の定年は、満 60 歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。
- 2 前項による定年到達者が引き続き勤務を希望したときは、希望者全員定年退職日の翌日から満 65 歳まで嘱託として再雇用する。
- 3 嘱託の退職の日については、満 65 歳に達した日の属する月の末日とする。
- 4 嘱託の雇用については「嘱託規程」の定めにより、一年毎の契約とする。

第〇条（退職証明書の交付）

- 1 従業員が退職する場合又は解雇された場合において、試用期間、業務の種類、会社における地位、賃金または退職の事由（解雇にあつてはその事由）について請求した場合においては、会社はこれを遅滞なく交付するものとする。
- 2 解雇予告がなされ、従業員が解雇の予告がなされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由を記載した文書を請求した場合は、前項の証明書の記載事項の内、解雇理由については、別に定める解雇理由通知書をもって、遅滞なくこれを開示し、同通知書を交付しなければならない。但し、即時解雇の場合はこの限りでない。

附 則

この規則は、平成 年 月 日に改正し同日より施行する。

嘱 託 規 程

第 1 条（目 的）

- 1. この規則は、株式会社 ○○の嘱託の就業に関することを定めたものである。
- 2. この規定に定めていない事項については、就業規則及び同規則に基づく諸規程を準用する。

第 2 条（再雇用の申出）

- 1. 定年後再雇用を希望する者は、定年予定日の 2 カ月前までに部門長を経て会社に申出るものとする。
- 2. 会社は、申請に基づき、再雇用後の職務、勤務時間、賃金等につき本人と協議の上労働契約を結ぶものとする。
- 3. 労働契約書の様式は別に定める。

第 3 条（嘱託の区分）

- 1. 嘱託の区分は、本人の希望により次の（1）及び（2）の 2 種類とする。
 - （1）嘱託 A フルタイム勤務者
 - （2）嘱託 B 短時間勤務者

第 4 条（雇用期間）

嘱託の雇用期間は 1 カ年とする。ただし、雇用期間を毎年自動更新することにより満 65 歳まで雇用する。

第5条（勤務時間）

1. 勤務時間は、次のとおりとする。
 - （1）嘱託A 正社員就業規則の定めるところによる。
 - （2）嘱託B ① 1日の労働時間を6時間未満とする。
② 1カ月の労働日数を20日未満とする。
2. 休憩は正午より45分とする。

第6条（休 日）

嘱託の休日は、次のとおりとする。

- （1）嘱託A 正社員就業規則第7条による。
（毎日曜日、隔週土曜日、国民の祝日、夏季休業6日間、年末年始休業9日間。ただし、1年単位の変形労働時間制による場合はその定めによる）
- （2）嘱託B 本人との個別契約により定める日とする。

第7条（休 暇）

1. 嘱託Aの年次有給休暇は、定年前より引き続き継続勤務しているものとして算定し、正社員就業規則第○条により付与する。
2. 嘱託Bは、契約勤務日数により労働基準法に従い、年次有給休暇を比例付与する。ただし、勤務年数は正社員として採用された日より通算した年数として休暇日数を算定する。
3. 当該年度において消化しなかった年次有給休暇残日数は、翌年度に限り繰越することができる。
4. 特別休暇は、正社員就業規則第○条を準用して与える。

第8条（退 職）

嘱託が次の各号の一つに該当するときは、退職とする。

- （1）満65歳に達したとき
- （2）退職を申し出たとき
- （3）死亡したとき

第9条（賃 金）

1. 再雇用者の賃金支払形態及び項目は、次による。
 - （1）嘱託A 時間給制
 - （2）嘱託B 時間給制
2. 賃金項目
嘱託の賃金項目は次の通りとする。計算については正社員賃金規則を準用する。
ただし、基本総額は、定年到達時の賃金総額の8割以下とし、個別に決定する。
 - （1）嘱託A 基本時給＋通勤手当＋時間外・休日勤務手当
 - （2）嘱託B 基本時給＋通勤手当
3. 昇給は行わない

第10条（賞 与）

- A 案 賞与は支給しない。
B 案 雇用契約において定めるところにより賞与を支給する。

第11条（退職金）

退職金は支給しない。

第12条（社会保険の加入）

1. 嘱託Aは、社会保険に加入するものとする。
2. 嘱託Bは、その他の雇用条件により労働契約において定める。

第13条（雇用保険の加入）

1. 嘱託Aは、一般の雇用保険に加入するものとする。
2. 嘱託Bのうち、週所定労働時間が30時間以上の者は一般、30時間から20時間の者は短時間労働被保険者として雇用保険に加入する。

附 則

この規則は平成 年 月 日から施行する。

（今月号で、継続雇用制度導入にあたっての事例として「条件付雇用の場合」を掲載予定でしたが、就業規則並びに嘱託規程の模範例を掲載しました。）

労災保険に未加入の事業主に対する 費用徴収制度が強化されます

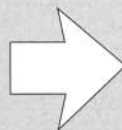
労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続を行わなければなりません。

平成17年11月1日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます。これにより、事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。

費用徴収のポイント

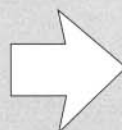
1 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「**故意**」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「**重大な過失**」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収

2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付（＊）の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。

＊療養開始後3年間に支給されるものに限りです。

また、療養（補償）給付及び介護（補償）給付は除かれます。

費用徴収制度とは

- 労働者を1人でも雇っている事業主は、原則として労災保険の適用事業主となります。
この場合、事業主は労働者を雇い入れた日から10日以内に所定の保険関係成立届を労働基準監督署等に提出することにより、労災保険の加入手続を行わなければなりません。
- 事業主がこの加入手続を怠っていた期間中に事故が発生した場合、労働者やその遺族には労災保険が給付されますが、その一方で事業主からは給付された労災保険の金額の全部又は一部が費用徴収されます。（別途、遡って保険料も徴収されることになります。）
- 平成17年11月1日から、この費用徴収制度が強化され、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。

費用徴収の実施例

A社では、今まで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払が負担になることから、労災保険の加入手続を行っていなかった。

ところが、先般従業員B（賃金日額1万円）が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われた。

このようなケースでは、以下のとおり費用徴収が行われることとなります。

故意と認定された場合

労災事故が起こる以前にA社が都道府県労働局の職員から労災保険の加入手続を行うように指導を受けていたにもかかわらず、その後も労災保険の加入手続を行わなかった場合は、「故意」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の100%の金額が費用徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000円(労働者の賃金日額)×1,000日分) × 100% = **10,000,000円**

重大な過失と認定された場合

A社について、労災事故が起こる以前に労災保険の加入手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の40%の金額が費用徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000円(労働者の賃金日額)×1,000日分) × 40% = **4,000,000円**

費用徴収制度の詳細については厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

県内の情報連絡員報告

■ 9 月			
	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	調味材料製造業	醤油の9月度出荷量は、前月比マイナスだったが、前年同月比では若干増加した。9月度での前年同月比プラスは久しぶりのこと。
		パン・菓子製造業	金沢の土産品として菓子名がテレビドラマやテレビ番組に出ると、問い合わせが殺到して売上に結び付く。観光雑誌に宣伝したり、通販に出したりと努力している。
	繊維・同製品	織物業	原油価格の上昇が原材料の上昇や副資材費の上昇につながり、経営を圧迫している。 絹分野では海外激安製品の圧迫が更に強まり、多品種・極少ロットの発注に終始し、中国元の切り上げも原材料の生糸だけが高騰し、過去の幾多の困難より増して厳しい状況で推移している。合繊分野では創造性・企画力を備え、少ロット・短納期に対応し、ブランド品等の厳しい品質要求に応えられるインテリア・カーテンやマイクロ繊維など差別化繊維物分野で受注を確保している商品、企業も見受けられるが、これらに対応できない企業はまったく仕事が無くなる非常な時代となった。高品質対応と強い低コスト要請や開発費の増大、圧迫により採算性は厳しい。
		ねん糸製造業	仮然り企業において受注量確保のため、工場拡張が見られた。長極細ナイロンにおいて、伸縮性のある極細繊維はスポーツ衣料に需要があるようだが、エネルギー事情のコスト高騰が先行きに懸念材料と見受けられる。
		その他の織物業	定番品の減少が大きい。スポット的な小ロット生産依頼が多く、短納期化も定着してきた。また、従来の受注時期が変動となり、生産効率が低下し計画が立てられない。付加価値製品については、安定生産されている。 9月度は、昨年9月に比べ15%の大幅な売上落ち込みとなった。今年は早い段階から売上減少が始まり、8月、9月は過去にない落ち込みとなり、厳しい状況を迎えている。現時点でも一向に回復兆候がなく、今後、業界全体がどのような方向へと向かうのか予断を許さない厳しい状況が続くそうである。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	依然として需要の低迷が続いている。 9月度は、プレカットで当月より加工賃を一部値下げをした。売上条件が悪化し、仕入れ価格は逆に、為替の影響もあり需要は不足ぎみで非常に条件が悪くなってきている。このあとの需要を特に気に掛けている状況です。
	窯業・土石製品	砕石製造業	9月の組合取扱い出荷量は対前年同月比生コン向けマイナス3.5%、アスコン向けマイナス30.5%といずれも減少し、前月まで全体量を下支えていた金沢地区生コン向け出荷量が11.5%落ち込み、9月全体出荷量は7.6%減少した。4～9月の上半期ではアスコン向けが5.1%減少したものの、生コン向け4.7%、全体量でも4.4%と増加となっている。
		陶磁器・同関連製品製造業	売上額の推移として昨年度比3割程度の落込み。バイヤー向け見本市の開催や新商品見本市等を行い、現況打破への取組みを進めている。
		生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、17年9月末現在、前年同月比96.4%とマイナスの出荷量となった。9月の地区状況は、南加賀、羽咋・鹿島地区でプラスとなったが、他の地区（金沢、鶴来・白峰、七尾、能登）はマイナスとなった。官公需及び民需で見ると、官公需は、金沢、七尾地区でプラスとなったものの、他の地区は全てマイナスとなり、全体としては前年同月比88.2%と落ち込んでいる。一方、民需は、南加賀、金沢地区で伸びて、他の地区はマイナスであったが全体としては116.4%となった。県全体を4月～9月までの累計で見れば、金沢地区はプラスで推移しているが、他の地区はマイナスで厳しい状況で推移している。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	窯業・土石製品	粘土かわら製造業	石川県産瓦も9月21日より2%の値上げを通知し、各御客様に了承をしてもらう事が出来た。油、ガス高騰分の半分程度は今回の値上げでカバー出来ると思われる。
		一般機械器具製造業	当団地の多忙さは異常な位活況である。原材料等の値上で原価高になり豊作貧乏にならなければ良いがとも思う。工場の不足もあるが納入するまでの在庫をするのに、倉庫の不足もあり、場所を探している企業が何社もある。
	鉄鋼・金属	非鉄金属・同合金圧延業	前月と同様、特に変化は認められない。
		鉄素形材製造業	鑄造工場の形態によって多少の変動はあるものの、景況には大きな変化は見られない。
			前月同様各指標に変化は生じていない。当工業団地内の2～3社の経営者の最近の景況について話を聞いてみると相違がある。景況が回復している(昨年度より収益面で改善している)、景況の回復はない(昨年度より収益が悪化している)、と企業間及び業種間において差異があるが、総じて順調に推移しているように思われる。
		機械器具の生産	石油価格の高騰が仕入材料にはね返る心配あり。
	一般機器	機械、機械器具の製造又は加工修理	最近の鉄工業界は比較的好調で、政府の「踊り場」を脱却したとの宣言を裏打ちしている状況ではあるが、一方で自助努力では如何ともしがたい原油高や原材料価格の高騰など懸念材料がある。また依然として中国に代表される東アジア諸国との貿易問題も大きな問題として残っており、また2007年問題に代表される労働力不足、特に現場の技術者不足などが懸念されており、技術伝承が問題となっている。先頃、政府では技術のデジタル化で技能者育成をはかる道を探っているようだが、果たして成功するのであろうか。技術立国「日本」が危惧される。子供達のゆとり教育も大事だが、このまま理科系教育がおざなりになると、日本の将来が危うくなるのではないか。
		プレス、工作機械	平成18年度の採用に関して、特に大学卒(技術系)に未充足の企業が発生している。売上、受注とも好調に推移しています。但し原材料、原油の高騰を価格に転嫁することができません。
		機械器具及び其の他金属製品の製造	小松関連企業を中心に好調に推移しているものの、原材料費や物流管理費の高騰が収益を圧迫している事は否めない。
		機械金属、機械器具の製造	繊維機械関連の売上が前年同月比で50%超の増となっており、その他の業種も安定しているので、総体として売上増となった。操業度は相変わらず高水準を維持している。一部には人手不足の声が聞こえ、臨時のパートも必要な人数の確保に苦労している模様。
非 製 造 業	その他の製造業	漆器製造業	9月シーズンに入って百貨店の店頭商品入れ替えが行われたが、漆器製品については動きが著しくなく早くも商品入れ替えの行われている店があるなど引き続きデパート業界は厳しい状況にある。また量販店市場でも漆器は昨年対比約10%の落ち込みと見られプロパー商品の仕入れロットも減少傾向にある。
		繊維品卸売業	原料(原糸)が国内で生産されていないものを使用している産業(繊維産業)は円安でコストが高くなり利益を圧迫している。合繊・絹織物とも苦戦である。
		農畜産物・水産物卸売業	魚の市場外流通の増加で中央卸売市場の取扱量が相変わらず減少している。
	卸売業	一般機械器具卸売業	NTTドコモ、大型スーパー、介護施設などの新築、改装需要がそこそこあり売り上げを確保できたようです。しかしながら箱物(民間建設物件)は、極めて利益率が悪く、忙しかった割には全体の利益はよくありません。住宅需要は、伸び悩んでいます。オール電化(IHなど)は定着しつつあり楽しみです。全体的には、景気回復感がありますが、利益率はあまりよくありませんでした。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	小売業	燃 料 小 売 業	9 月も仕入れ価格が上昇し、過去の未転嫁分と合わせ小売価格も値上げとなった。法人向けなどの掛売顧客は連続となる値上げに抵抗もあり、満額転嫁できず収益的には厳しい経営環境が続いている。消費者の買い控えやフルサービスからセルフサービスへの移動も現れている。10 月も仕入れ価格が値上げとなり、7 月から 4 ケ月連続となった。県都金沢でも 130 円時代に突入か。
		機 械 器 具 小 売 業	9 月初旬残暑が厳しかったが、ルームエアコン・冷蔵庫等の夏物商品は全般に不調で前年を下回った。一方デジタル家電品は前年比では単価ダウンが大きかったが、台数が前年を上回り金額ベースでは僅かながら伸びた。結果、トータルでは前年並みを確保出来た。10 月から始まる合展を機会に年末商戦の盛り上がり zu 期待する。
		男 子 服 小 売 業 婦 人 ・ 子 供 服 小 売 業	個人消費が持ち直し傾向を辿っているとのことであるが、現状、地元の衣料品小売業は相変わらず伸び悩みである。一方、例年より平均気温が若干 2 ～ 3℃ 高めに推移し、客単価も伸びず、前年度クリアができなかった（前年比 98.5%）。次月度より本格的に秋・冬物シーズンとなり、また「ウォームビズ（ドレスアップ）」を考慮して売上高増を期待している。
		鮮 魚 小 売 業	異常気象で高温が続き、例年の台風も大型であった。ただ今年は主に太平洋側に向けての被害が多く、比較的日本海側の漁獲云々には影響が無かったようである。
		百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	9 月の売上は予算比 84.5%、前年比 94.2% という結果であった。前半は昨年並みを推移していたが、後半（連休）は良くなかった。販促としては、「秋の収穫祭」として、恒例の各店顧客 DM やチラシをうったが、売上が伸びなかった。但し、9 月 25 日（日）のキャラクターショーはとても人気があり集客を呼んだが、低単価の食品・飲食の売上は伸びたが、ファッション・服飾関係の売上の伸びが無かった。部門別では、ファッションが 90.3%、服飾・貴金属が 99.8%、雑貨が 92.8%、食品が 97.4%、飲食が 88%、サービスが 103.2% であった。また 9 月末日で年間の半分なので、4 月からの期間計では前年比 100.6% で前年値はクリアできた。
		米 穀 類 小 売 業	北陸の新米も今月から全国米穀取引価格センター入札に上場された。価格面では平均落札価格は、9 月取引では過去最安値となった。作柄も良好に推移され、作況指数 102「やや良」と公表された。全国生産量 911 万トン、需要見通し 853 万トン、加工用 13 万トンとして、45 万トンが生産過剰となると見込まれ、うち 40 万トンは政府買入を予定されている。民間在庫もありこの通りには推移しない。売り急ぎや価格競争の渦に巻き込まれないように対応していくことが大事である。
		他に分類されない そ の 他 の 小 売 業	9 月は 3 連休が 2 回あり、またミドル・シニア層のお客様が多かった。和菓子体験の催し物が人気で、多くのお客様に来館して頂いた。
	商店街	近 江 町 市 場	売上は伸び悩んでいる。
		尾 張 町	8 月が過ぎて 9 月に入ると景況は回復するものだが、やはり愛知博のせいなのか、それほどに回復したように感じられない。確かに、日曜祭日ごとにイベント行事が行われ、街中は賑わっているようにみえるのだけれど、よく見ればあまり店内に入っていない。ただ、イベントの出店で販売しているものをひやかしたり、つまみ食いのように特価品を手にとっている……。そんな風景が随所にみられるようだった。そして、本当に欲しいものはイベントとは別物で、ゆっくり満足の行く見方で買い物をする→そんな店に尾張町の個店はなりつつあるのだろうか。今月も下方降下は踏みとどまっているものの、目立った上昇売上は見かけられなかった。
	サービス業	旅 館 、 ホ テ ル	宿泊客は 9 月中の祝日等の連休により昨年より若干増加が見込まれたが、大手ビジネスホテルの開業等により、価格競争等に伴い各施設全般的に売上高は昨年より横ばい並びにやや好転している状況と思われる。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	サービス業	旅館、ホテル	原油の高騰の影響は小さくない。万博が9月25日に終了する迄は影響大。夏休み需要の反動が9月初旬～中旬に出ている。
			現在、旅館数は19館であり、湯快リゾート山中グランドホテルの開業によって宿泊人員は増加にある。しかし、湯快リゾートは低価格販売につき消費単価は低下。その為にも温泉観光地及び旅館のソフト・ハードの個性化、質的向上のための対策が必然的に早期に考えられる。また、今年脱会した3軒を除くこれまでの旅館では人員が7月以降わずかながら増加にある。この状況からまちづくりの成果か景気回復の現れか注目すべきである。
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は、前年同月比の61.8%の増となった。内訳としては、民間土木は7.6%の減、民間建築は62.9%の増となった。民間としては42.1%の増となる。公共土木は4.3%の増、公共建築は180.9%の増となり、公共としては71.6%の増となった。公共建築の増は県の体育館の大型受注の分である。
		鉄骨・鉄筋工事業	稼働率70～80%で推移している。地域間や企業間で格差が生じている。指値単価も低価で厳しい状況である。10月以降も不透明である。
		板金・金物工事業	依然として、受注状況は能登と加賀には大きく格差が生じている。特に加賀地区は受注が減少傾向にある。板金屋の得意分野である「リフォーム工事」や「雨樋工事」が減少している。受注単価は零細企業程、厳しい傾向にある。先月から比べると多少、景気は良くなっているようだ。
	運輸業	一般貨物自動車運送業	9月は軽油価格が前月比2～3円値上げ実施、10月にはさらに1円程度、そして11月にはさらに値上げが行われるのであろうか。一体何時まで値上げが続くのであろうか。9月13日に国交相がようやく原油高騰による軽油価格の値上がりを運賃に転嫁出来ないトラック業界を例に挙げ、経団連や商工会議所はじめ経済団体に直接お願いすると対策に本腰を入れる姿勢を明らかにした。「実現すれば誠に有り難い」と全国トラック協会は大歓迎している。
			荷主の荷動きは活発であるが、これまでリストラの一環として車輛や運転手を減らしてきたので対応に苦慮している。増車も必要とを感じるが、コスト（燃料費）が増加しているので増加しても償却費が嵩み採算に乗らない状況であるので当面は増車も見送りしているところが多い。
		一般乗用旅客自動車運送業	一部会社の法令違反による営業停止も現れる現状にあり、まさに未保険（社会保険）の増加や、管理不行き届きが危惧される状況である。法人会社では運転手の定着がはかれず、慢性的な乗務員募集が行われているが、募集チラシにもパート運転手や一種免許でも可能（2種養成）との苦しい宣伝合戦が続いている。繁華街での飲食店とタクシー業界との共存も無く、違法駐車のみが叫ばれている。過労な労働が強いられる中で、更に生活の維持のための他のパート労働（観光バス他）が見受けられる。燃料の高騰も4ヶ月連続で続いている。

行政庁・中央会に対する要望事項

集計上の分類業種	具体的な業種	行政庁・中央会に対する要望事項、または関心のある事項、意見等
小売業	燃料小売業	アスベスト使用建造物に対する処理費用の補助金導入が望まれる。
繊維・同製品	織物業	石油類価格高騰対策
運輸業	一般乗用旅客自動車運送業	最低賃金、労働時間、安全運転等の社会的問題が日常化されているので何か対策を行うべきではないか。あと、繁華街での夜間の違法駐車対策の実現（代行業の違法営業含む）。
	一般貨物自動車運送業	原油の値上がりに対し政府備蓄の一部取り崩しや、軽油引取税の上乗せ暫定税率7円80銭の撤廃を要望する。
サービス業	旅館、ホテル	金沢・白山麓・南加賀・福井県嶺北地域間の公共交通路線、二次交通システムの構築整備。JR・飛行機等ご利用の個人客対応として、広域間を自由に乗り継がれる公共交通の整備。